



来店した利用客に飲酒運転させないマニュアル

- 飲酒運転根絶に関する啓発ポスターやリーフレットの掲示、飲酒運転をするおそれのある利用客へ酒類提供しない旨の表示を店内の見えやすい場所に掲示してください。
- 駐車場のある店舗では、駐車場にも掲示してください。
- 店内での掲示は、メニューやテーブルテント、コースターを利用するなど工夫してみてください。

来店時の対応

CHECK!

利用客が車で1人で来た場合

- 帰宅手段を確認して下さい。
- 帰宅手段を確認できない場合や運転して帰ると答えた場合「公共交通機関、運転代行の利用、家族等に迎えに来ていただかないかぎり、お酒は出せません」とはっきり伝えて下さい。

CHECK!

利用客がグループ(複数)で車で来た場合

- 帰宅手段やグループ内のハンドルキーパーを確認し、車で帰宅する利用客やハンドルキーパーには絶対にお酒を提供しないで下さい。
- また、運転者以外の人にも理解を求め、運転して帰る人にお酒を勧めないようお願いすることが大切です。

ハンドルキーパー運動とは、仲間で飲食する場合、お酒を飲まない人、つまりハンドルキーパーを決め、その人が仲間を家まで送り届ける運動のことです。

POINT!

- ★ 帰宅方法などが確認できれば、伝票に印をつけるなど、従業員間で情報を共有し、運転して帰る利用客が誰なのかを、きちんと把握しましょう。
- ★ ハンドルキーパーの方には、目印となるリボンやバッジをつけてもらうとよいでしょう。

店内での対応

CHECK!

車を運転して帰宅する予定の利用客が飲酒していないか確認しましょう。

運転して帰宅する予定の利用客が飲酒していた場合

- 飲酒した「運転して帰る予定の利用客」に再度、帰宅手段を確認して下さい。
- お店の責任者に報告するとともに、飲酒運転しないよう説得して下さい。
- 代行運転、公共交通機関の利用、家族に迎えに来てもらうなど提案して下さい。
- グループで来店され、「飲酒していない利用客」がいる場合には、免許の有無を確認し、運転をお願いして下さい。
- 運転代行を利用すると答えた場合、運転代行への連絡は、できる限り店からするようにして下さい。あらかじめ、近隣の運転代行業者を把握しておくとう便利です。

利用客が帰る際の対応

CHECK!

飲酒した利用客が飲酒運転して帰ろうとしていないか確認しましょう。

利用客が飲酒運転して帰ろうとした場合

- ★ お店の責任者と協力して、飲酒運転しないよう粘り強く説得して下さい。
- ★ 説得に応じず運転して帰ろうとする場合は、車のナンバー等を控え、110番や最寄りの警察署に通報して下さい。